

「地域における公益的な取組」の積極的な発信を！ ～「会員法人 MY ページ」への登録、現況報告書への記載について～

いま、地域住民が有するニーズは多様化・複雑化しており、個の力では解決できない問題が多く存在しています。

そのようななかで、我われ社会福祉法人には、これまで培ってきた、より幅広いニーズに柔軟に対応できる高い専門性を発揮し、「地域共生社会」の実現に向け、主導的な役割を果たしていくことが期待されています。

その期待のひとつが、このたび責務とされた「地域における公益的な取組」です（「社会福祉法等の一部を改正する法律」第24条第2項（平成28年4月1日施行））。

すでに多くの社会福祉法人が、地域に向けた働きかけを行っているなか、この責務規定を受けて、必ずしも新たな取り組みを始めるということではありません。

国においては、「地域における公益的な取組」3要件の運用の弾力化が図られました。このことにより、多くの社会福祉法人が行っている地域に向けた実践は、「地域における公益的な取組」に該当するといえます。

まずは、皆様の法人でこれまで取り組まれてきた、地域に向けた実践を「見せる化」し、広く社会に発信してください。

発信しないということは、取り組み自体がないという誤解を受けかねません。また、そのことが1法人の問題ではなく、社会福祉法人全体の課題として捉えられる恐れがあります。

全国経営協では、会員法人 MY ページへの登録と現況報告書への記載を徹底していただくことで、すべての社会福祉法人が、地域に根ざした取り組みに、積極的に取り組んでいることを社会に証明してまいりたいと考えています。

会員法人の皆様におかれましては、地域における公益的な取組の積極的な発信にご協力をお願いいたします。

平成30年1月26日
全国社会福祉法人経営者協議会
会長 磯 彰 格